

兵庫県公報

平成27年12月4日 金曜日 第2754号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○平成27年度農用地土壌汚染調査測定の結果（農業改良課）	1
○保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	2
○同上（同）	2
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○同上（同）	4
○同上（同）	7
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	8
○同上（同）	8
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	8
○同上（同）	8
○公共測量が終了した旨の通知（同）	9
○道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	9
○阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	9
○同上（同）	10
○西播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	10
○道路の位置指定（建築指導課）	10
公 告	
○随意契約の相手方等の公示（薬務課）	11
○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	11
○同上（同）	12
○大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要（同）	12
○入札公告（管理課）	13
○落札者等の公示（同）	16
選挙管理委員会告示	
○政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	17
○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し	18
教育委員会規則	
○学校教育法施行細則の一部を改正する規則	19
教育委員会告示	
○公印の廃止及び新調	20
警察本部公告	
○入札公告	21

公布された法令のあらまし

●学校教育法施行細則の一部を改正する規則（教育委員会規則第14号）

学校教育法の改正に伴い、政令指定都市立の特別支援学校の設置等に係る県教育委員会の認可が不要となり事前届出となること及び学校教育法に基づく特別支援学校高等部の通信教育の開設等に関する手続を定めることから、所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第968号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第12条の規定により、平成27年度農用地土

壤汚染調査測定の結果を次のとおり公表する。

平成27年12月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

地域名	市町名	調査地点数	玄米中カドミウム濃度 (ppm)			濃度別地点数	
			最高	最低	平均	0.4ppm超	0.4ppm以下
生野鉦山周辺	姫路市	1	—	—	0.12	0	1
	神崎郡 神河町	2	—	0.02未満	0.02未満	0	2
	同 郡 市川町	2	0.16	0.04	0.10	0	2
	同 郡 福崎町	3	0.12	0.05	0.09	0	3
	朝来市	3	0.07	0.03	0.05	0	3
	養父市	1	—	—	0.07	0	1
計		12				0	12

(注) 本調査は、農用地土壌汚染調査測定のために実施する立毛調査（収穫前には場の中央部及びその他4地点に生育している稲を採取して行う調査）である。



兵庫県告示第969号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年12月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市下鶴井字倉谷1236から1253まで、1257、1256（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字倉谷1238・1239・1256（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第970号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年12月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市但東町佐々木字宮本102、103の1、103の2、104の2から104の10まで、105の1から105の3まで、106から108まで、110の1、110の2、111の1、111の2、112、113の1、113の3、114の1から114の3まで、115、117の2、117の3、488から496まで、498、500、501、530、531、字眞貝570
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字宮本489から492まで、495、496、530、531、103の1・104の4・105の1・105の2・106・498（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第971号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
日本ハムファクトリー株式会社兵庫工場
加古川市平岡町高畑451
工場長 中 谷 章 一
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
日本ハムファクトリー株式会社兵庫工場
加古川市平岡町高畑451
 - (3) 特定施設に関する事項

種	類	2号イ 原料処理施設	
能	力	3,000kg/時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後7日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時～18時 9時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
	区 分	通 常	最 大

使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	水素イオン濃度 (水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	2,400	4,200
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	800	1,400
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	150	300
	窒素含有量 (単位 mg/L)	80	150
	リン含有量 (単位 mg/L)	40	100
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	220	400
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		1.7	2.5

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成27年12月 4日から同月25日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び加古川市環境部環境政策課



兵庫県告示第972号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
三菱電機株式会社高周波光デバイス製作所
伊丹市瑞原4丁目1番地
所長 平野 嘉 仁
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
三菱電機株式会社高周波光デバイス製作所
伊丹市瑞原4丁目1番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	63号ホ 廃ガス洗浄施設		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
能	力	0.5m ³ /分		25m ³ /日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後		同 左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続		同 左	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常 ^ひ の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	2.8	2.5	3~5	3
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	0.1	2	10	20
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	0.01	0.02	10	17
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	0.077	0.15	8	15
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	5未満	30
	リン ^{リン} 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	砒 ^ひ 素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	0.1未満	26
	ふつ素及びその化合物 (単位 mg/L)	10	30	5未満	100
	ほう素及びその化合物 (単位 mg/L)	10	30	—	—
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	—	—	10未満	10
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	—	—	0.6未満	5	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		30	65	21	25

備考 このほか、63号ホ 廃ガス洗浄施設3基、65号 酸又はアルカリによる表面処理施設37基及び66号電気めっき施設4基を設置する。

特定施設から発生する汚水は、公共下水道へ放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

66号 電気めつき施設	
3.5m ³ /日	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
通 常	最 大
3～5	3
10	20
10	17
8	15
5未満	30
0.5未満	1
0.1未満	0.1
5未満	100
—	—
10未満	10
0.6未満	5
3	3.5

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成27年12月4日から同月25日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課



兵庫県告示第973号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社神戸製鋼所高砂製作所
高砂市荒井町新浜2丁目3番1号
所長 竹内正道
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社神戸製鋼所高砂製作所
高砂市荒井町新浜2丁目3番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
能	力	400枚/時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後2日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		0時～24時 5時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	6.5～7	6.5～7
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	15	28
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	71	83
	窒素含有量 (単位 mg/L)	27	34
	りん含有量 (単位 mg/L)	0.62以下	0.62
	ほう素及びその化合物 (単位 mg/L)	68以下	68
アンモニア、アンモニア化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	30以下	30	

使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量（単位 m ³ /日）	0	0.42
---	---	------

備考 汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成27年12月 4日から同月25日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第974号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成27年12月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域
芦屋市朝日ヶ丘町427番の一部
- 2 特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物



兵庫県告示第975号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成27年12月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域
赤穂市西浜北町1074番19及び1157番 5の一部
- 2 特定有害物質の名称
カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物



兵庫県告示第976号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年12月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
3級基準点測量（再設）
- 2 作業期間
平成27年12月 8日から平成28年 3月31日まで
- 3 作業地域
西宮市上甲東園 2丁目



兵庫県告示第977号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、豊岡市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年12月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ更新）

2 作業期間

平成27年11月30日から平成28年2月23日まで

3 作業地域

豊岡市内一円



兵庫県告示第978号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成27年12月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

基本測量（空中写真撮影及びオルソ作成）

2 作業期間

平成27年4月27日から同年11月6日まで

3 作業地域

赤穂市及び上郡町



兵庫県告示第979号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年12月5日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成27年12月4日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月4日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 179号	佐用郡佐用町林崎字太田井639番1から 同郡同町下徳久字佐用坂1256番2まで	旧	7.0から 30.0まで 10.0から 31.0まで	1,714.0 1,204.0	一部 予定地 予定地
		新	7.0から 27.0まで 10.0から 31.0まで	1,714.0 1,204.0	



兵庫県告示第980号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年12月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 施行者の名称

尼崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

阪神間都市計画下水道事業尼崎市公共下水道

- 3 事業施行期間
 変更前 昭和32年 3月28日から平成28年 3月31日まで
 変更後 昭和32年 3月28日から平成34年 3月31日まで

- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第981号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年12月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
川辺郡猪名川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画下水道事業猪名川町公共下水道
- 3 事業施行期間
 変更前 平成19年 3月30日から平成28年 3月31日まで
 変更後 平成19年 3月30日から平成31年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第982号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年12月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
相生市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
西播都市計画下水道事業相生市公共下水道
- 3 事業施行期間
 変更前 昭和55年 7月 8日から平成28年 3月31日まで
 変更後 昭和55年 7月 8日から平成34年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第983号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

(2) 開発行為に関する事項

姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例の第12条に基づく手続を行うこと。

(3) 駐車場に関する事項

出口付近の構造について、当該出口から2メートル後退した車路の中心線上1.4メートルの高さにおいて道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する歩行者の存在を確認できること。(駐車場法施行令第7条第1項第5号)

(4) 騒音発生に係る事項

建物の周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点としてA、B、C、D、a、b、c、dを騒音の予測地点としているが、建物北側については、出入口①(入口専用)付近が最も住宅面に近く影響が大きいと考えられるため、出入口①(入口専用)付近についても騒音レベルの最大値の予測を行うこと。さらに、付帯設備である空調機用室外機及び冷凍機用室外機、換気ファン(送風機)が、環境の保全と創造に関する条例第43条に基づく「騒音に係る特定施設等」又は姫路市公害防止条例第23条に基づく「騒音に係る施設」に該当する場合、条例に基づく届出を確実にすること。

「騒音に係る特定施設等」圧縮機(動力が7.5キロワット以上のもの)

「騒音に係る施設」送風機(定格出力が2.25キロワット以上のもの)

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成27年12月4日から1月間



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)洲本複合商業施設

所在地 洲本市大野字平成1847番ほか

2 同法第8条第1項の規定により洲本市から聴取した意見の概要

(1) 地域雇用の確保

地元からの優先的な雇用を行うなど、地域雇用の確保に努めること。

(2) ごみ集積所の確保

ごみ集積所を確保すること。

(3) 産業系廃棄物の適正な処理

事業系廃棄物については処分場へ直接持ち込むか委託業者に委託して適正に処分すること。

(4) 特定建設作業実施届出書及び特定施設設置届出書の提出

工事開始にあたっては、必要に応じて特定建設作業実施届出書を提出すること。また、特定の機械設備を設置する場合は、特定施設設置届出書を提出すること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成27年12月4日から1月間



大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定により述べられた意見の概要

は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) ドラッグコスモス丹波春日店
 所在地 丹波市春日町七日市626-1ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により丹波市から聴取した意見の概要
 - (1) 交通安全確保に係る事項
 施設建築に伴い、これまで以上に周辺道路の交通量の増大が予測されるため、施設利用者の事故防止対策に努めること。
 - (2) 騒音発生に関する事項
 予測地点a、b、d、e、fの地点については、夜間の騒音レベルの最大値が規制基準を上回っているため、将来、隣地に住居等が立地し苦情が発生した場合は、速やかに騒音対策を行うこと。
 - (3) 周辺自治会への配慮に関する事項
 周辺自治会長などから出された意見、要望等について、十分に配慮し、不安等の解消に努めること。
- 3 同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要

意見書提出者名	意見の概要
匿名	<p>(駐車場の出入口について)</p> <p>春日町の住人は高齢化が進んでおり、近くにドラッグストアができることは大変有り難いことですが、平成27年8月18日の住民説明会に出席し説明を受けたところ、交通面において、車で来られる客の店舗敷地内への導入について気になることがあります。出入口は敷地の西端に1箇所のみとのことですが、出入口が1箇所であれば出入口付近に車が集中し、そこで混雑する可能性が高いと思います。国道への影響が心配です。また、入る車と出る車が同じ所であれば、各々が出入口でお見合いしてしまいます。通常そのような場合、出る方の車が優先して、入る車が道路で停車した時に追突事故が起こることも考えられるため、混雑や交通の安全面を考えて出入口を2箇所にするべきだと思います。</p> <p>西隣に最近できたコンビニエンスストアも、国道に2箇所の出入口があるため、このような問題はないようです。どうしても2箇所の出入口が難しいのであれば、入口専用と出口専用に分ければ良いと思います。</p> <p>同じく説明会にいられていた近隣スーパーの方も、出入口が少ないことで、出入口付近で混雑が起こらないか心配しておられました。</p> <p>地元の意見としては是非お聞き頂きたいと思います。</p>

- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
 平成27年12月 4日から 1月間



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年12月 4日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調達内容
 - (1) 調達物品及び数量
 生活衛生情報処理システム一式 (賃貸借)

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

平成28年3月26日（土）から平成33年3月25日（木）まで（5年間）

(4) 納入場所

兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課ほか 計14箇所（詳細は別途指定する場所とする。）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 山内

電話 (078) 341-7711 内線4947 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成27年12月4日（金）から同月18日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札・開札の日時及び場所

平成28年1月20日（水）午前11時 兵庫県庁西館1階大入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成28年1月19日（水）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

「兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）」の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成27年12月4日（金）午前9時から同月18日（金）午後4時まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、12月18日（金）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

平成28年1月13日（水）午後5時から同月20日（水）午前11時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成27年12月4日(金)から平成28年1月5日(火)まで(持参の場合は、県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、平成27年12月4日(金)から同月18日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、12月18日(金)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

(7) 事前協議申込書

(4) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成28年1月13日(水)午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成28年1月18日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成28年2月4日(木)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Hyogo Food & Living Sanitation Data Processing System 1 set (leasing contract)

(3) Lease period: March 26, 2016—March 25, 2021

(4) Lease place:

Public Health and Sanitation Division, Hyogo Prefecture (5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo prefecture) and 13 other place (as specified in the tender documentation)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 December 18, 2015

(6) Deadline for tender:

11:00 January 20, 2016 by direct delivery, electronic bidding system:

17:00 January 19, 2016 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms. Yamauchi, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4947



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成27年12月4日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 落札に係る物品の名称及び数量

動物用焼却炉 1基

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

平成27年10月29日

4 落札者の名称及び住所

インシナー工業株式会社福岡支店 福岡市博多区博多駅東2丁目18番28号—705

5 落札金額

30,564,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 入札公告をした日
平成27年9月18日

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

平成27年12月4日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武田 丈蔵

1 政治団体の設立の届出

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党兵庫県 神戸市須磨区第二 支部	村野 誠一	高野 好美	神戸市須磨区天神町3丁目2-45	平成27年10月16日
自由民主党兵庫県 姫路市第二支部	五島 壮一郎	藤本 正博	姫路市広畑区北河原町18-1	平成27年10月27日

(2) その他の政治団体

ア 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	公職の候補者の氏名 及び公職の 種類 (第2号)	届出 年月日
神戸播磨経政会	藤井 比早之	原田 眞年	西脇市野村町1251-3 スマイレビル1階	衆議院議員	藤井比早之 、衆議院議 員	平成27年 10月8日

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
「心ふれあう三田 のまちづくり」幸 田やすし後援会	幸田 安司	岡田 啓司	三田市西山2丁目27の10	平成27年10月30日
高砂みらい創生	北山 貞正	生嶋 ふみゑ	高砂市北浜町西浜1212-40	平成27年10月27日
谷岡まさやを応援 する会	谷岡 正也	谷岡 裕子	神崎郡福崎町大貫326-1	平成27年10月16日
日本と姫路の未来 を考える会	清瀬 博文	大 路 渡	姫路市手柄1丁目124	平成27年10月26日
兵庫維新の会	中野 郁吾	門 隆志	西宮市神楽町7番24号 メディシャール夙川2階	平成27年10月28日

2 政治団体の届出事項の異動の届出

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
大河内茂太を育てる会	大河内 茂 太	会 計 責 任 者 の 氏 名	新	長 澤 朝 子	平成27年10月15日
			旧	川 田 純 賜	
近畿税理士政治連盟兵庫県第一支部連合会	寺 内 設 昭	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	新	芦屋市緑町8番5号 エスエム テイ2F	平成27年9月2日
			旧	神戸市中央区磯上通4-2-22 神戸税務会館4階	
		代 表 者 の 氏 名	新	寺 内 設 昭	平成27年9月2日
			旧	竹 中 征 二 朗	
		会 計 責 任 者 の 氏 名	新	寺 崎 明	平成27年9月2日
			旧	寺 内 設 昭	
近畿税理士政治連盟兵庫県第4支部連合会	後 藤 加 代 子	代 表 者 の 氏 名	新	後 藤 加 代 子	平成27年8月26日
			旧	西 村 靖 彦	
		会 計 責 任 者 の 氏 名	新	塚 本 貴 博	平成27年8月26日
			旧	山 下 哲	
近畿税理士政治連盟兵庫県連合会	徳 富 勲	会 計 責 任 者 の 氏 名	新	寺 崎 明	平成27年9月2日
			旧	寺 内 設 昭	
ひょうご新風会	柳 川 真 一	会 計 責 任 者 の 氏 名	新	中 本 誠	平成27年10月10日
			旧	山 田 一 公	

3 政治団体の解散の届出

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
次世代の党衆議院兵庫県第六支部	杉 田 水 脈	平成27年8月31日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
上向井真貴後援会	上向井 真 貴	平成27年10月19日
松井まさし後援会	松 井 英 樹	平成27年10月16日
山本克己を育てる会	藤 本 敏 雄	平成27年9月30日



兵庫県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

平成27年12月4日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

法第19条第3項第1号による資金管理団体の指定の取消しの届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
上向井 真 貴	上向井真貴後援会	平成27年10月19日

教 育 委 員 会 規 則

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月4日

兵庫県教育委員会

教育長 高 井 芳 朗

兵庫県教育委員会規則第14号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和39年兵庫県教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「認可申請」の右に「及び届出の」を加え、同条中「認可の申請及び」の右に「届出並びに」を加え、「認可の申請に」を「認可の申請及び届出に」に改める。

第8条第2項中「又は」を「若しくは別科の設置又は特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（通信教育の開設の認可申請及び届出の手續）

第8条の2 省令第12条第1項の特別支援学校の高等部における通信教育の開設についての認可の申請は、様式第12号の2の認可申請書によらなければならない。

2 前項の規定は、特別支援学校の高等部における通信教育の開設についての届出の場合に準用する。

（通信教育に関する規程の変更の届出手続）

第8条の3 省令第12条第2項の特別支援学校の高等部における通信教育に関する規程の変更についての届出は、様式第12号の3の届出書によらなければならない。

（通信教育の廃止の認可申請及び届出の手續）

第8条の4 省令第12条第3項の特別支援学校の高等部における通信教育の廃止についての認可の申請は、様式第12号の4の認可申請書によらなければならない。

2 前項の規定は、特別支援学校の高等部における通信教育の廃止についての届出の場合に準用する。

第9条の見出し中「認可申請」の右に「及び届出の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の設置についての届出の場合に準用する。

第11条第2項中「分校の廃止又は」を「分校の廃止、」に改め、「別科の廃止」の右に「又は特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部、高等部若しくは高等部の学科、専攻科若しくは別科の廃止」を加える。

様式第12号の次に次の3様式を加える。

様式第12号の2（第8条の2関係）

	号
	年 月 日
兵庫県教育委員会様	
	市教育委員会 印
特別支援学校高等部の通信教育開設認可申請書	
<p>〇〇学校の高等部における通信教育を開設したいので、学校教育法施行規則第12条第1項の規定に基づき認可を申請します。</p>	

（注）この申請書には、省令第12条第1項の書類及び図面のほか、次の書類を添えること。

- 1 設置に関する議決書の写し

2 組合教育委員会にあつては、その規約
様式第12号の3（第8条の3関係）

兵庫県教育委員会様 <p style="text-align: center;">特別支援学校高等部の通信教育規程変更届出書</p> <p>〇〇学校の高等部における通信教育に関する規程を下記のとおり変更しますので、学校教育法施行規則第12条第2項の規定に基づき届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 変更前の規程 2 変更後の規程 	号 年 月 日 市教育委員会 印 町
---	---------------------------------

（注）この届出書には、省令第12条第2項の書類を添えること。
様式第12号の4（第8条の4関係）

兵庫県教育委員会様 <p style="text-align: center;">特別支援学校高等部の通信教育廃止認可申請書</p> <p>〇〇学校の高等部における通信教育を廃止したいので、学校教育法施行規則第12条第3項の規定に基づき認可を申請します。</p>	号 年 月 日 市教育委員会 印 町
--	---------------------------------

（注）この申請書には、省令第12条第3項の書類のほか、次の書類を添えること。

- 1 廃止に関する議決書の写し
- 2 組合教育委員会にあつては、その規約

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

教育委員会告示

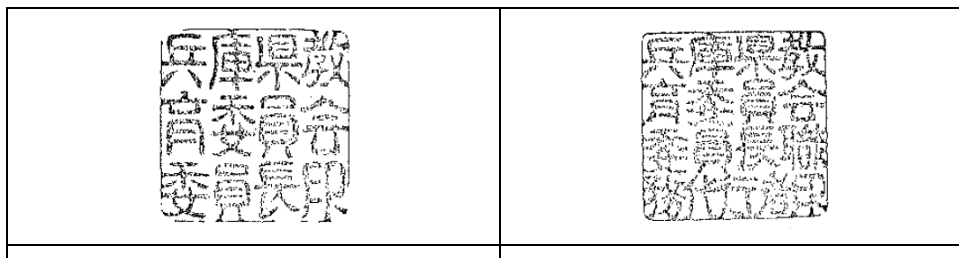
兵庫県教育委員会告示第7号

1に掲げる公印を平成27年10月11日限り廃止し、2に掲げる公印を新調し、平成27年10月12日からその使用を開始した。

平成27年12月4日

兵庫県教育委員会
教育長 高井 芳朗

1 廃止公印の名称及び印影



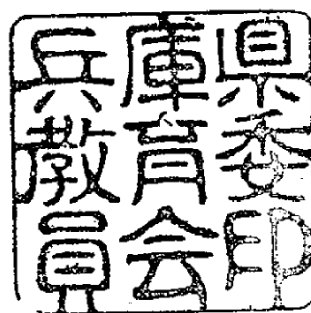
兵庫県教育委員会委員長印



兵庫県教育委員会委員長職務代行者印



兵庫県教育委員会印／阪神教育事務所



兵庫県教育委員会印／阪神教育事務所



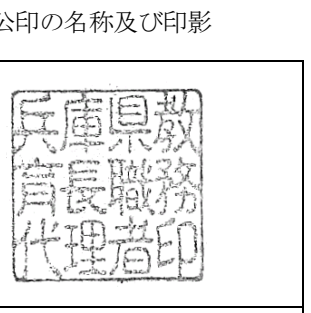
兵庫県教育委員会印／播磨東教育事務所



兵庫県教育委員会印／播磨東教育事務所



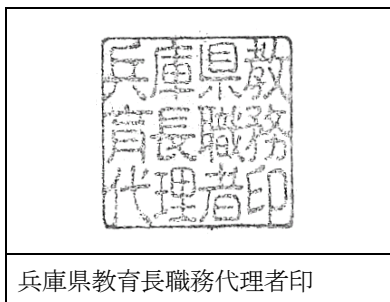
兵庫県教育委員会印／播磨西教育事務所



兵庫県教育委員会印／播磨西教育事務所



2 新調公印の名称及び印影



兵庫県教育長職務代行者印

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年12月4日

契約担当者

兵庫県警察本部長 井上剛志

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

ア 男性警察官用冬合ワイシャツ 636着

イ 男性警察官用短靴（紐有） 226足

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

ア 男性警察官用冬合ワイシャツ 平成28年3月25日（金）

イ 男性警察官用短靴（紐有） 同上

(4) 納入場所

ア 男性警察官用冬合ワイシャツ 兵庫県警察本部長が指定する場所

イ 男性警察官用短靴（紐有） 同上

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込み期間中に納入局管理課へ申請し、入札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

(1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部装備課 担当 岡山

電話 (078) 341-7441 内線2333

(2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間、入札説明書の交付期間
平成27年12月4日（金）から同月18日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前10時から午後5時まで

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成28年1月25日（月）午後1時30分 兵庫県警察本部 6階603会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成28年1月22日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成28年1月22日（金）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に要求される義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類並びに説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、当該物品が説明書で示した物品と同等であることを証明する資料及び製品の見本等を平成27年12月25日（金）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到着していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成28年2月1日）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書の作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the notice of general competitive tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Takeshi Inoue, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:
 - ① 636 male police officer spring autumn winter shirts
 - ② 226 male police officer shoes
- (3) Delivery period:
 - ① March 25, 2016 male police officer spring autumn winter shirts
 - ② March 25, 2016 male police officer shoes
- (4) Delivery place:

The designated place by Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 December 18, 2015
- (6) Deadline for tender:

13:30 January 25, 2016 by direct delivery

17:00 January 22, 2016 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Okayama, Equipment Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

Tel (078)341-7441 Ext. 2333